

家畜衛生情報

飼養衛生管理マニュアルを作成しましょう！

飼養衛生管理基準が改正され、全ての家畜の所有者の皆さまに、【飼養衛生管理マニュアル】の作成が義務付けられることとなりました。
※令和4年2月より施行になりますので、それまでに作成をお願いします。
農林水産省が作成するマニュアルのひな型等を参考に、次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成しましょう。
ひな型は下記URLの【飼養衛生管理マニュアル例】で公開されています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/>

※豚・いのししについては令和3年4月より施行されています。

作成されたマニュアルを飼料業者など外部訪問者に対しても徹底し適正に実行されるよう、見直しをしましょう

必要事項

1. 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
2. 海外渡航時及び帰国後の注意事項
3. 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む）に関する事項
4. 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
5. 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
6. 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
7. 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内への侵入防止
8. 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
9. 農場における防疫のための更衣
10. 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法等

ご不明な点がございましたら、家畜保健衛生所までご相談ください

中濃家畜保健衛生所

TEL 0574-25-3111 FAX 0574-27-3092

閉庁時は案内に従い「1」番をプッシュしてください。

つながらない場合は 0574-25-3484 へ。 土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています。